

「介護保険等運営協議会」を設置します。この協議会は、広く町民のみなさんの意見を反映するために委員4人を募集します。

この協議会は、医療、保健、福祉関係者など20人の委員で構成する予定で、このうち4人を公募します。

協議会は、年数回開催して、介護保険の運営状況の審査や、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の進捗管理と計画見直しに伴う審議をしていただきます。

公募委員は、町内在住のかたであれば、介護を受けているかたでも、介護をしているかたでも結構です。

応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業及び電話番号を明記したうえで、応募の動機を400字程度にまとめたものを添えて、町高齢福祉課へ、直接持参又は郵送してください。

応募締切 12月26日(金) (必着)です。結果は、平成16年1月15日(木)までに応募者全員にお知らせします。

問合せ先

高齢福祉課介護保険管理係

内線174・175

第5回さいたま環境賞の受賞候補者

埼玉県では、優れた環境保全活動を表彰する「さいたま環境賞」の受賞候補者を募集しています。

対象者 県内で活動する県民団体、県内に事業所を有する事業者及び

県内に在住する個人

個人のかたは、県民団体などのかたが推薦してください。県民団体と事業者については推薦・自薦を問いません。

なお、事業者のかたは「彩の国エコアップ宣言」の作成が必要です。

表彰 環境月間(6月)に開催する県環境推進大会で表彰式を実施し、受賞者には賞状と副賞を贈呈する予定です。

申込期限 12月26日(金) 申込方法 「第5回さいたま環境賞募集案内」の説明にしたがって作成した「応募申込書」を県環境推進課あてに郵送してください。

募集案内配布・応募先 〒330 9301 (住所記入不要) 県環境推進課

さいたま環境賞係

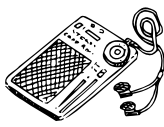
☎048(830)3038

FAX 048(830)4777

☎048(830)3038

mailto:a3030-07@pret.saitama.jp

放送大学平成16年度第1学期学生



放送大学は、自宅のテレビやラジオを利用して授業を行う、通信制の大学です。

受付期間 12月15日(月)～

平成16年2月29日(日)

資料請求 無料

お知らせ

問合せ先 放送大学埼玉学習センター
☎048(650)2611

所得税の還付申告は

お早めに

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のようなかたは、還付を受けるための確定申告書を提出することが出来ます。

1 給与所得や退職所得のあるかたで、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金特別控除などを受けることが出来るかた

2 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかったかた

3 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなったかた

確定申告書は、確定申告の期間(平成16年2月16日～3月15日)中に提出することになっています。還付申告ができるかたは、この期間にかかわらず、源泉徴収された年又は予定納税額を納付した年の翌年の1月以降ならいつでも提出することが出来ます。

確定申告の期間は申告会場がたいへん混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出されるかたは、ご自分で記入し、お早めに郵送などにより提出してください。

(土・日曜日、祝日は閉庁日です) なお、還付金の支払いまでにはある程度の期間(1か月～2か月程度)がかかります。

ある程度の期間(1か月～2か月程度)がかかります。

〈申告書の作成は 便利なホームページで

納税者サービスの一環として、国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をプリントアウトし、そのまま提出出来ます。

同コーナーを利用すれば申告用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに自宅で都合のいい時間に申告書を作成することが出来ます。また、税務署で長時間待つこともなく郵送で提出出来ますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>

駐車場がないため、車での来署はご遠慮ください。

問合せ先 春日部税務署 個人課 税部門
☎048(733)2111

平成15年分農業所得申告

日にち 12月8日(月)～11日(木) 受付時間 午前9時～午後3時 場所 役場1階会議室

対象 平成14年分の農業収入が400万未満のかたで、かつ、前年分以前に収支計算に基づいて農業所得を算出していない農業経営者のかた

持参するもの 印鑑、農業所得帳簿、農協等の販売代金明細書など 郵送での申告期限は、12月11日(木)です。

問合せ先 税務課住民税係
内線124、125、129

町税・県税の納税相談窓口の開設

日時 12月14日(日) 午前9時～午後5時 場所 役場 税務課 問合せ先 税務課徴収管理係
内線126～128

日時 12月20日(土)、21日(日) 午前9時～午後5時 場所 春日部県税事務所
☎048(737)2110

12月9日は「障害者の日」

障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることなどを目的として12月9日が「障害者の日」として定められています。

心の健康講座開催

まずは、「声」を聴いてください。今まで知らなかったこと、気づけなかったことが、きっと見つかるはずです。そして、そこからはいつしよに考えてみませんか!

日時 12月20日(土) 午後1時～4時 会場 栗橋町保健センター2階会議室

内容 「こころのバリアフリー」をめざして

講演「精神障害を理解する」
発表「トーク&トーク」当事者と家族の立場から
その他パネルディスカッションが催されます。

定員 100名
参加費用 無料
問合せ先

栗橋町健康福祉課保健予防係
☎(53) 11111
☎(42) 1101

心の病を持つかたの家族教室

心の病は決して特別な病気ではありませんが、家族がどのように対応すればよいか迷うことが多いのが現状です。

そこで、病気に対する正しい知識と心構えを学び、また、家族同士が分かち合えることを目的として家族教室を開催します。

日時・内容
第1回：平成16年1月13日(火)
「病気と治療について(統合失調症を中心に)」

第2回：平成16年1月20日(火)
「リハビリテーションと利用できる社会制度について」

第3回：平成16年1月27日(火)
「家族の対応と役割について」
いずれの日程も午後1時30分から3時30分までとなります。

対象者
統合失調症の患者さんのご家族のかた
定員 40名(申し込み先着順)

参加費用 無料
会場 役場1階会議室
申込み・問合せ先

12月1日(月)から26日(金)までの間に次の連絡先にお申し込みください。

福祉課障害者福祉係
内線162・163
幸手保健所精神保健担当
☎(42) 1101

乳幼児医療費の対象年齢が拡大されます

現在、0歳～4歳未満のお子さんの通院の医療費についてお支払いしていました乳幼児医療費が、平成16年1月診療分から次のようになります。なお、入院分については変更ありません。

対象年齢	対象医療
0歳～5歳未満	通院
0歳～小学校就学前	入院

支給の対象となる医療費は？
共に保険診療の一部負担金で保険組合から支給される高額療養費付加給付金を除いた額となります。受給資格者証の変更

すでに、受給資格の登録をされている平成11年1月2日以降生まれのお子さんのいるかたには、有効期間を変更した受給資格者証を12月下旬に送付しますので手続きの必要はありません。

*なお、平成9年4月2日以降生まれのかたで、乳幼児医療の受給資格登録手続きがお済みでないかたは、平成15年12月中に手続きをしてください。

登録申請に必要なもの
健康保険証(お子様の名前が記載されているもの)
申請者名義の通帳(郵便局以外のもの)

*お子さんが生まれたら新たにお子さんがお生まれになった際には出生日から15日以内に登録手続きをしてください。
(15日過ぎますと出生日に遡り受給資格登録を行うことができません)

給となりますのでご注意ください)
*こんな時には、必ずお届けを加入保険に変更があったとき住所を変更したとき口座を変更したとき

問合せ先
福祉課 児童福祉係
内線162・163

住民課からお願い

来庁者の本人確認にご協力ください



住民票の写し等を本人になりすまして個人情報取得したり、虚偽の戸籍届出や住民異動届出など、悪質な犯罪事件が発生していますので、これらを防止するため、窓口において、運転免許証やパスポートなどで、来庁者の本人確認をさせていただきます。

問合せ先 住民課住民係
内線137

国民年金保険料納め忘れはありませんか

国民年金に加入の自営業者や学生のかた(第一号被保険者)は、社会保険庁から送付される納付書によりご自分で保険料を納めていただいています。

毎月の保険料は、翌月末日が納付期限となっていますが、それを過ぎても納期から2年以内であれば保険料を納めることができます。しかし、2年を過ぎてしまうと保険料を納めることができなくなってしまうので、注意してください。

また、保険料が未納となりますと障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

なお、保険料の免除を受けた期間や学生の納付特例を受けた期間が、過去10年以内であれば、将来の年金額を増やすためにも追納をお勧めします。追納保険料は経過した年数に応じて加算が付きませんが、2年以内であれば加算が付きません。

問合せ先
春日部社会保険事務所
☎048(737)7111
保険年金課国民年金係
内線143・144

ご利用ができません

埼玉県国民健康保険団体連合会

が契約する次の保養施設が、契約解除となります。(平成13年8月31日から閉館の旨、連絡がありました)予約の際にはご注意ください。

県名	施設名
山梨県	四季の御宿 銀月

交通遺児等

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県民のかたを対象に、交通遺児等援護金を給付しています。

「交通遺児等」とは、保護者(一方または双方)が、交通事故により死亡または重い障害(おおむね身体障害者手帳の基準で1～3級相当)を生じた18歳以下のかたをいいます。

給付対象遺児
乳幼児及び小・中・高等学校並びに各種学校等に在学する昭和60年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、次のいずれかの該当者と同世帯の者
高等学校交通遺児授業料減免対象者
児童扶養手当対象者
生活保護世帯

市町村民税非課税世帯または均等割りのみ納付世帯
給付額(遺児一人につき・年額)5万円
給付時期
平成16年4月末日